

一宮町営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第4号

一宮町営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一宮町営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年一宮町規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「駐車場使用券」を「駐車券」に改め、同条第2項を削る。

別記様式中「（普通車・小型自動車・軽自動車用）」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式
(表面)

<p>No. _____</p> <p>一宮海岸駐車場 駐車券・領収書 (控)</p> <p>北 中 南</p> <p>_____ 円</p> <p>%対象額 _____ 円</p> <p>(内 消費税額 _____ 円)</p> <p>一宮町会計管理者 【登録番号：T3000020124214】</p> <p>一宮町</p>	<p style="text-align: center;">一宮海岸駐車場 駐車券・領収書</p> <p>車両ナンバー _____ No. _____</p> <p>一宮町営駐車場使用料 _____ 円</p> <p style="text-align: center;">1日限り</p> <p>_____ %対象額 _____ 円</p> <p>(内 消費税額 _____ 円)</p> <p>一宮町会計管理者 【登録番号：T3000020124214】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>○当駐車場で発生した、衝突（接触）事故、積載物（付属物）による事故、盗難並びに自然災害によって発生した損害について、町は一切の責任を負いません。</p><p>○駐車場の係員の指示に従って駐車してください。</p><p>○係員がこの領収書を確認できるようダッシュボードに掲示してください。</p><p>○同一日に再入場の場合は無料となりますので、本券を係員に提示してください。</p></div> <p style="text-align: right;">一宮町</p>
---	--

(無料用)
(表面)

<p>No. _____</p> <p>一宮海岸駐車場 駐車券 (控)</p> <p>北 中 南</p> <p>_____ 無 料</p> <p>一宮町</p>	<p style="text-align: center;">一宮海岸駐車場 駐車券</p> <p>車両ナンバー _____ No. _____</p> <p style="text-align: center;">無 料</p> <p style="text-align: center;">1日限り</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>○当駐車場で発生した、衝突（接触）事故、積載物（付属物）による事故、盗難並びに自然災害によって発生した損害について、町は一切の責任を負いません。</p><p>○駐車場の係員の指示に従って駐車してください。</p><p>○係員がこの領収書を確認できるようダッシュボードに掲示してください。</p><p>○同一日に再入場する場合は、本券を係員に提示してください。</p></div> <p style="text-align: right;">一宮町</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年3月15日から施行する。